

習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ) 運營業務委託候補者募集に係る企画提案書作成要領

1. 目的

この要領は、習志野市が実施する習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託候補者募集に係る企画提案書(様式3)の作成にあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 企画提案書の構成

企画提案書は、以下の様式で構成する。

項目番号	内 容
1	応募理由等
2	運営方針・目標
3	事業実績
4	運営体制
5	運営方法・内容
(1)	地域子育て支援拠点事業分
(2)	利用者支援事業分
6	関係機関及び地域との連携・交流
7	衛生管理、防犯・防災、事故等への対策
8	職員に対する研修・健康管理
9	事業費

3. 企画提案書の記載内容

企画提案書の各様式には、以下の提案事項を記載すること。

なお、ページ数に上限はない。書き切れない場合は別紙に記載し添付すること。

項目番号1. 応募理由等

今回の公募への応募理由及び子育て支援に対する法人・団体としての考え方について記載すること。

項目番号2. 運営方針・目標

法人・団体として、地域子育て支援拠点事業に関する基本的な運営方針や目標、

理念について記載すること。

項目番号3. 事業実績

過去5年間(令和2年度～令和6年度)に実施した、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業など、他の地方公共団体から受託した子育て支援に関する事業の実績について記載すること。

項目番号4. 運営体制

- ・ 地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業を実施していく上で、予定する運営体制を記載すること。具体的には、職員(子育て支援コンシェルジュ)の募集方法、1日あたりの配置人数、配置職員の資格、勤務シフト、法人・団体の本部職員の後方支援体制、緊急時のバックアップ体制、賃金・通勤交通費その他の雇用条件などについて記載すること。
- ・ 利用促進を図るためのPR活動方法等の広報に関する取組についても記載すること。

項目番号5. 運営方法・内容

(1)地域子育て支援拠点事業分

(2)利用者支援事業分

- ・ 国及び習志野市の実施要綱を参照し、各事業の実施要件を踏まえどのように事業展開を行っていくのか、法人・団体としての考え方等を記載すること。
- ・ 下記の国及び習志野市が定める要綱等を参考にすること。
 - ① 地域子育て支援拠点事業について
 - (ア) 地域子育て支援拠点事業の実施について
(令和6年3月30日こ成環第113号 こども家庭庁成育局長通知)
 - (イ) 習志野市地域子育て支援拠点事業実施要綱
(平成19年9月28日告示第255号)
 - ②利用者支援事業について
 - (ア) 利用者支援事業の実施について
(令和6年3月30日こ成環第131号・こ支虐第122号・5文科初第2594号 こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知)
 - (イ) 習志野市利用者支援事業実施要綱
(平成26年6月17日告示第171号)

項目番号6. 関係機関及び地域との連携・交流

- ・ 発注者である習志野市との連絡調整に関する体制について記載すること。
- ・ 習志野市主催の会議や研修会への参加について、法人・団体の考え方を記載すること。

- ・ 虐待が疑われる事例や経過観察が必要と思われるケースが発生した場合の関係機関との連携・協力・情報共有体制などについて記載すること。

項目番号7. 衛生管理、防犯・防災、事故等への対策

- ・ 防犯・防災対策について、緊急時マニュアルの作成状況や、法人・団体の責任者と現場職員間の連絡体制、避難訓練の実施など、法人・団体の準備体制等について記載すること。
- ・ 衛生管理や安全面への配慮など、施設の管理に関する法人・団体としての考え方について記載すること。

項目番号8. 職員に対する研修・健康管理

- ・ 現場職員の指導技術力の向上などを目指した研修体制や計画について記載すること。
- ・ 職員の健康管理について記載すること。

項目番号9. 事業費

- ・ 積算方法が具体的にわかるよう、項目ごとに記載すること。
- ・ 見積にあたっては、仕様書及び企画提案書記載内容を実現するために必要な全ての経費を積算し、見積金額に含めること。項目や行数は適宜追加のこと。
- ・ 提案上限額は、金7,529,500円(建物賃借料1,620,000円を含む。)とし、提案上限額を上回らないよう注意すること。
- ・ その他、見積金額の積算にあたっては、下記(1)～(4)を参考にすること。

(1) 建物賃借料

履行期間の建物賃貸借契約は、受託事業者が締結すること。

【参考】

施設所在地: 習志野市谷津5丁目5番3号ステージイト1階

建物賃貸借契約期間: 令和6年10月1日～令和7年9月30日

物 件	賃借料(月額)※	面 積
物件1(建物正面向かって左側)	180,000円	80.76m ²
物件2(建物正面向かって中央)	90,000円	44.40m ²
合 計	270,000円	125.16m ²

※管理費・共益費を含む。

(2) 光熱費・電話料

履行期間の光熱費に係る各契約については、受託事業者が締結すること。

(3) 購入物品、人件費などは、運営内容が明確に分かるように記載すること。

(4) 次の保険への加入を必須とすることから、その保険料を見積もること。

① 施設賠償責任保険:

【対人】賠償限度額1億円以上程度

【対物】賠償限度額1億円以上程度

② 傷害保険(障害見舞金):

【通院】1日あたり2,000円以上程度

【入院】1日あたり3,000円以上程度

【死亡・後遺障害補償】500万円以上程度

③ その他: 火災に備えて火災保険へ加入すること。